

平成 25 年 8 月 5 日
東京電力株式会社

産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、産業廃棄物処理業者の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

このたび、弊社では「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成 23 年 8 月 5 日、原子力損害賠償紛争審査会）」（以下、「指針」）等を踏まえ、産業廃棄物処理業者さまに対する賠償（検査費用および追加的費用）の考え方を以下のとおりお示しするとともに、ご請求手続きのご案内の準備が整いましたのでお知らせいたします。

（別紙とともにご一読ください。）

1. 対象となる方

○以下の①および②の双方に該当する方が対象となります。

- ①「本件事故」発生時に、福島県（「避難等対象区域」^{※1}を含む）以外の地域において、事業を営む、または営んでいた、個人事業主および法人の方
- ②「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」）および「政府指示等」^{※2}で指定された 16 都県^{※3}から排出された廃棄物を扱う収集・運搬業者の方、中間処理業者の方、最終処分業者の方

※1 福島県に事業所を有する方のうち、避難等対象区域内にて事業を営むまたは営んでいた個人事業主および法人の方につきましては、引き続き「避難等対象区域の法人さま・個人事業主さま」としてご請求下さい。また、避難等対象区域外に事業所を有する方につきましては、「サービス等業者さま」としてご請求をお願いいたします。

※2 「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について（要請）」
（平成 23 年 7 月 5 日環境省発信文書）

※3 別紙「【1】対象となる産業廃棄物、発生地域および対象期間」および「【2】対象となる発生地域」をご参照下さい。

2. 対象となる損害

○16 都県から排出された産業廃棄物について、「特措法」・「政府指示等」で指定された、または引取先等からの要請^{※1}にもとづき実施を余儀なくされた、処理に係る必要かつ合理的な範囲の検査費用および検査費用以外の追加的費用を賠償させていただきます。

賠償項目	費目	具体的内容
放射線検査費用	検査委託費	○検査機関への検査委託費
追加的費用	追加支出	○証明書類発行費 ○検査のために自ら購入した消耗品費等 (検体採取容器・検体収納容器の購入費、検体配送費) ○管理及び整備に係る保管費用等 ※2※3 ○シンチレーション式サーベイメーターの購入費 ○特定産業廃棄物の一時保管に係る掲示版設置費 ※2
	増分費用 ※2	○交通費の増加分 ○覆土等実施に係る土壌の追加購入費 ○法令等により必要となった放射線対策費用

※1 引取先または地方公共団体からの要請については、要請の状況がわかる資料(引取先または地方公共団体からの要請文等)をご提出いただき、内容を確認させていただきます。

※2 100Bq/kg 超の放射性物質が検出された場合に対象となります。

※3 中間処理により生じた廃棄物について、引取先が受入を拒否したことによって負担を余儀なくされた一時保管費用が対象となります。

○上記以外でも「本件事故」と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

○「本件事故」に伴う取引単価の上昇により、追加的支出のご負担が「本件事故」に起因して得られた部分を上回る場合にご請求いただけます。取引の状況等により、追加的支出のご負担の状況について確認させていただく場合がございます。

(別紙「【5】ご請求にあたってのご留意事項」をご参照下さい。)

○下記の費用につきましては、賠償対象外とさせていただきます。

- ・取引先との交渉や調整に係る費用(取引先への移動に係る交通費等)
- ・「本件事故」に関連する説明会費用(開催費、講師への謝礼、参加費用等)
- ・放射線測定器の維持管理費用(稼動に要する消耗品、校正費等)

3. 賠償対象期間

賠償対象期間の終期につきましては、改めてお知らせいたします。

4. ご請求書類の受付

ご請求につきましては、弊社所定のご請求書類にて受け付けさせていただきます。

誠にお手数ですが、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- 福島原子力補償相談室(コールセンター) 0120-926-404 (午前9時~午後9時)

以 上